

## ○汚水排出量減量認定の申請手続きについて（概要）

### 1 汚水排出量の減量認定について

汚水排出量については、大阪市下水道条例施行規則第 12 条により「上水又は工業用水を使用するときは、その使用水量を汚水排出量とみなす。」と規定されているところ、「ただし、水の使用状況等によりこれにより難い特別の理由があると認めるときは、使用者の申請により、市長がこれを認定する。」とのただし書きを設けています。

本市では、このただし書きに規定する汚水排出量の認定に関し、「汚水排出量の減量認定に関する事務取扱要綱」（以下「要綱」といいます。）を定め、汚水排出量の減量認定を行っています。

### 2 認定要件

本市が減量認定を行う要件は、主に次のいずれかに該当する場合です。（要綱第 3 条）

#### (1) 排水口流量計の水量による減量認定

公共下水道に流入する排水口の全てに汚水排水の流量計を設置することで汚水排出量について特定できるとともに、一か月あたりの減量水量が総使用水量の 20%以上である場合

#### (2) 給水・排水流量計の水量による減量認定

公共下水道に流入する複数の排出口のうち、同一の給水・排水系路のそれぞれに流量計を設置することで減量水量について特定できる（ただし、一つの流量計で他の系路の流量も把握できる場合は、その流量計によることができる）とともに、一か月あたりの減量水量が総使用水量の 20 %以上である場合

上記規定により 1 か月の減量水量が総水量の 20%以上であることを認定要件としています。

※ 総使用水量： 上水、工業用水、井河水その他の使用水を合算した水量

※ 減 量 水 量： 総使用水量のうち蒸発や地中浸透等により公共下水道へ排除されない水量



## 5 事前協議

申請にあたっては、下記資料をご用意の上、必ず事前に本市担当者との協議をお願いします。  
事前協議に必要な書類は次のとおりです。必要な書類は「3 対象」の区分により異なります。

### ① 建物等における減量認定（継続的なもの）の場合

- ア 汚水排出量減量認定新規申請書【要綱 第1号様式】（内容を記載したもの）
- イ 付近見取図
- ウ 給水・排水配管図（平面・立面）
- エ 流量計の設置場所詳細図（※「ウ 給水・排水配管図」に併せて記載することも可）
- オ フローチャート図（水の流れ及び計算式）【別添：記載例参照】
- カ 設置流量計の概要資料（カタログ等）
- キ 汚水排出量又は減量水量（1ヵ月分）の実績資料【別添：記載例参照】
- ク その他、申請内容の説明に必要となる書類

#### 【留意事項】

- ・使用する総水量により認定しますので、「オ フローチャート図（水の流れ及び計算式）」については、上水以外に工水や井河水（井戸水や湧水等）をご使用の場合は、全ての排水経路を記載してください。また、「キ 水道局検針日～次回道局検針日（直近1ヵ月分）の汚水排出量又は減量水量の実績資料」についても、全ての使用水（上水、工水、井河水等）を測定の上、積算してください。
- ・申請までに流量計の設置による減量水量の特定及び1ヵ月分（水道局検針日～次月水道局検針日）の水量測定により20%以上の減量水量の実績確認が必要になります。減量水量測定の結果、減量水量が20%に満たない場合は、減量認定の申請はできません。
- ・申請者により設置した流量計により本市が減量水量を特定できないと判断した場合、流量計の位置等の変更が必要な場合があります。  
この場合、既に1ヵ月分の使用実績について測定されていても、変更後の排水経路により再測定いただく必要がありますので、水量の特定にかかって疑義がないよう、予め十分にご確認いただき、必要に応じて担当者へご相談ください。
- ・上水道、工業用水道の給水以外に使用される水（雨水再利用水や井戸水、湧水、温泉水等）がある場合は、別途、建設局に対して「公共下水道使用開始届」による排水の届出が必要です。

### ② 工事現場における減量認定（一時的なもの）の場合

- ア 汚水排出量減量認定新規申請書【要綱 第1号様式】（内容を記載したもの）
- イ 付近見取図
- ウ 給水・排水配管図
- エ 流量計の設置場所詳細図（※「ウ 給水・排水配管図」に併せて記載することも可）
- オ フローチャート図（水の流れ）【別添：記載例参照】
- カ 設置流量計の概要資料（カタログ等）
- キ 工事にかかる工程表
- ク その他、申請内容の説明に必要となる書類

#### 【留意事項】

- ・本市が減量水量を特定できないと判断した場合、流量計の位置等の変更が必要な場合があります。

## 6 現地確認

提出された給排水配管図、フローチャート図等に基づき、本市により実際の水の流れや設置流量計について確認します。現地確認の結果、申請内容との相違や疑義があれば、提出資料の修正や流量計の設置箇所の変更が必要となる場合がありますので、排水系統や流量計の設置位置等については予め十分にご確認ください。

## 7 申請

事前協議において、本市担当者と必要な確認を行ったうえで、必要書類一式により申請してください。審査の結果、減量について認定することとなった場合、申請日からの認定期間の開始となります。提出方法については、本市担当者にご確認ください。

## 8 認定後における汚水排出量の認定方法

本市より減量の認定を受けた方は、毎月、設置していただいた流量計の指示数を報告していただきます。

本市は、報告いただいた水量を基に、総使用水量に対して減量水量の割合が 20%以上の基準を満たしているかを確認し、下水道使用料を算定し請求します。

なお、総使用水量に対して減量水量が 20%未満の場合及び水量の報告がない場合は、当該月分の減量認定は行いません。

### 【認定方法イメージ】

(減量・可)

・総使用水量 100 m<sup>3</sup>

・減量水量 30 m<sup>3</sup>

・減量率 (減量水量/総使用水量) 30 %

※請求水量は、認定要件 (20%) を満たしたので、 $100 \text{ m}^3 - 30 \text{ m}^3 = 70 \text{ m}^3$ となります。

(減量・不可)

・総使用水量 100 m<sup>3</sup>

・減量水量 15 m<sup>3</sup>

・減量率 (減量水量/総使用水量) 15 %

※請求水量は、減量率が 20%に満たない場合は、当該月分の減量認定は行わないので、請求水量は、100 m<sup>3</sup>となります。

## 9 その他

- ・ 減量認定の適用期間は、認定開始日から5年以内です。ただし、羽根車式流量計を排水流量計として設置する場合は、3年以内となります。
- ・ 認定にかかる初年度の期間は、その年度（4月から3月）の残存期間となります。
- ・ 申請日以前の内容については、遡及しての減量認定は行いません。
- ・ 水量特定に必要な流量計の設置費用については使用者の負担となります。
- ・ 適用期間が満了し、引き続き認定を希望する場合は、更新手続きが必要となります。
- ・ 上水又は工業用水以外の水（雨水再利用水、湧水、井戸水等）を公共下水道へ排水している場合は、別途「公共下水道使用開始届」の提出が必要となります。

## 10 本市担当窓口

大阪市建設局 総務部経理課（下水道使用料担当）

〒559-0034

大阪市住之江区 南港北 2-1-10 ATC I TM棟 6階

TEL : 06-6615-7545 FAX : 06-6615-7575

専用メールアドレス : [gesuidou-houkoku@city.osaka.lg.jp](mailto:gesuidou-houkoku@city.osaka.lg.jp)